

# 令和8年度 ライフスポーツ推進事業（スポーツ振興支援） 業務委託仕様書

## 1. 業務の名称

令和8年度 ライフスポーツ推進事業（スポーツ振興支援）

## 2. 目的

本市が「市民ひとりスポーツを楽しむ元気なまち」を実現するため、長井市置賜生涯学習プラザを核とした新たなスポーツコミュニティを構築する。あわせて、施設の長寿命化を見据え、既存組織等の活性化を図り、民間的経営手法の導入による組織基盤の抜本的な強化を行う。

## 3. 委託期間

契約の日から令和9年3月31日（水）

## 4. 委託上限額

金 8,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

## 5. 重点業務内容

### (1) 総合型地域スポーツクラブの活性化

- ・市民のスポーツ推進を図るイベントの企画および運営
- ・事業コーディネート

### (2) スポーツの振興を図る組織体制の強化

- ・人材の育成及び自走可能な体制の構築
- ・DXによる業務効率化

## 6. 業務執行上の留意点

- (1) 本業務の遂行にあたり第三者に損害を与えた場合は、本市の責めに帰すべき理由により生じたものを除き、受託者が当該損害額を負担すること。
- (2) 受託者は、本業務により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡することはできない。ただし、あらかじめ本市から文書による承認を得た場合は、この限りではない。
- (3) 本仕様に記載のないものについては、市と受託者が協議して決定するものとする。
- (4) 受託者は、本業務の遂行に関して知り得た事項を第三者に漏らし、又は本市の承認を受けずに資料等を第三者に閲覧させてはならない。
- (5) 本市は、受託者が前規程に違反し、本市又は第三者に損害を与えた場合は、受託者に対し契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。

## 7. 管理責任者の選任

本業務の管理責任者には、公認スポーツ指導者資格もしくはこれに類する資格を有し、本業務をおこなうために必要な業務経験を有する者を選任しなければならない。

## 8 事業計画及び実施報告等

- (1) 事業開始前までに「安全管理マニュアル」と「事業計画書」を提出すること。
- (2) 3か月毎に「事業実施報告書」、業務完了時に「業務完了報告書」を提出すること。
- (3) 上記のほか、本市が運営等に係る書類の提出を求めた場合は、その求めに応じること。

## 9. 委託料の支払い

委託料の支払い方法は、業務完了後の精算払いとする。ただし、市と受託者の協議により概算払いできるものとする。